

「国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立国際医療研究センター

監査室（契約監視委員会事務局）

電話03-5273-5304

平成27年度 第2回国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会が、平成28年1月26日（火）に、研修センター4階セミナー室において開催されましたので、その審議概要について公表します。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

平成27年度 第2回 国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約監視委員会（概要）

| | |
|---------|---|
| 開催日及び場所 | 平成28年1月26日（火） 研修センター4階セミナー室 |
| 委員（敬称略） | 小澤 優一（外部委員） 神寄 信吾（外部委員） 水嶋 利夫（監事） 塩原 修蔵（監事）一欠席 |
| 審議対象 | 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び改正版設置要綱に基づき策定された、国立国際医療研究センター契約監視委員会規程（平成22年12月9日設置）第4条第1項第1号～第3号に該当し、平成27年6月1日～平成27年11月30日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。 (1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの【31件】 (2) 公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約 【該当案件なし】 (3) 対象期間の調達において2年連続で一者応札・応募であったもの 【13件】 上記13件のうち2年連続で一者応札・応募であったもの【2件】 (4) 一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となった契約 【1件】 |

| | |
|-------------|--|
| <p>審議概要</p> | <p>1. 委員会の進め方等について 事務局より、本審議の進め方についての説明が行われ、了承を得た。</p> <p>2. 委員会における審議方法 (1) 各個別審議案件毎に概要説明 (2) 委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議</p> <p>3. 審議内容及び審議結果 (1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約【31件】 31件の随意契約について個別説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 1件 ・リース継続案件であるため随意契約とせざるを得ないもの 3件 ・継続案件が存在するため随意契約とせざるを得ないもの 4件 ・システム改修等により他者では対応できないもの 10件 ・契約の相手方が一者に定められているもの 13件 <p>以上31件については、引き続き随意契約とせざるを得ないとの結果となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約については、再リース時の契約価格やリース期間経過後の買い取り契約の妥当性を、契約時によく検討をして締結をするべきであるとの意見が出された。 ・海外で業務を委託する契約については、当該国に派遣されるセンター職員に、派遣の都度、業務実態のチェックを求めるべきであるとの意見が出された。 <p>(2) 対象期間の調達において一者応札・応募であったもの【13件】 13件のうち、2年連続で一者応札・応募になったもの【2件】 上記について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検」については、複数の業者に入札に参加してもらうように声掛けに努めるべきであるとの意見が出された。 <p>(3) 落札率100%になった契約【1件】 1件の落札率100%になった契約について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率100%の契約は、他の業者への呼びかけや公募型企画競争の導入等により可能な限り競争性を確保するべきであるとの意見が出された。 <p style="text-align: right;">以上</p> |
|-------------|--|